

## 「子ども・子育て支援事業計画」における量の見込みについて

### 1. 量の見込みを算定する趣旨

子ども・子育て支援法において、市町村は、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を作成することになっており、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を定めることになっています。

このため、市として、教育・保育及び子ども・子育て支援事業の利用状況やニーズ調査による利用意向等を踏まえて、量の見込みを算定するものです。

### 2. 量の見込みを算定する施設及び事業

下表の施設及び事業について、全国共通で量の見込みの算定を行います。

#### ◆教育・保育の量の見込み

	対象事業	量の見込み算定の 対象児童年齢
1	1号認定	3～5歳
	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	
2	2号認定	3～5歳
	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	
3	3号認定	0歳、 1～2歳
	保育認定③（認定こども園及び保育所+地域型保育）	

### ◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	対象事業	量の見込み算定の対象 児童年齢
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生
		4～6年生
6	子育て短期支援事業	0～5歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業	
	・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（1号認定）	3～5歳
	・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（2号認定）	
9	病児・病後児保育事業  (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳
		1～3年生
		4～6年生

### 3. 量の見込みの算出方法

「子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」の結果より量の見込みを算出しました。

算出は、国が「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に示した次の手順を基本としています。

手 順	内 容
手順①	<p><b>父母の就労状況及び就労希望から家庭類型を分類する。</b>            対象となる子どもの父母の有無、就労状況及び就労希望から潜在的な就労ニーズも見込んだ「家庭類型」を分類します。            家庭類型の種類は、就労状況等（フルタイム勤務、パート勤務、専業主婦（夫）、無業）の組み合わせによる家庭類型にひとり親家庭を加えた計8種類となっています。</p>
手順②	保育所・幼稚園等の利用状況や利用希望から家庭類型ごとの利用意向の割合を算出する。
手順③	将来人口を推計する。（平成25年7月企画政策課作成の地区別将来推計人口による）
手順④	<p>「②利用意向割合」と「③将来人口推計」から、教育・保育提供区域ごとに量の見込み（ニーズ量）を算定する。            ※今回は、市域全体を「1区域」と設定し、平成27年度から31年度までの各年のニーズ量を算定しています。</p>